

平成九年法律第三十七号

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 基本方針等(第三条―第七条)
- 第三章 事業者が行う新エネルギー利用等の促進(第八条―第十三条)
- 第四章 雑則(第十四条―第十六条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、新エネルギー利用等についての国民の努力を促すとともに、新エネルギー利用等を円滑に進めるために必要な措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「新エネルギー利用等」とは、非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)第二条に規定する非化石エネルギー(以下この条において「非化石エネルギー」という。)を製造し、若しくは発生させ、又は利用すること及び電気を変換して得られる動力を利用することのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであつて、その促進を図ることが非化石エネルギーの導入を図るため特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条 経済産業大臣は、新エネルギー利用等の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定め、これを公表しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について、エネルギー需給の長期見通し、新エネルギー利用等の特性、新エネルギー利用等に関する技術水準その他の事情を勘案し、環境の保全に留意しつつ定めるものとする。

一 新エネルギー利用等に関してエネルギーを使用する者(以下「エネルギー使用者」という。)が講ずべき措置に関する基本的な事項

二 新エネルギー利用等を行う者(次条第二項において「エネルギー供給事業者」という。)

及び新エネルギー利用等を行うための機械器具の製造又は輸入の事業を行う者(同項において「製造事業者等」という。)が講ずべき措置に関する基本的な事項

三 新エネルギー利用等の促進のための施策に関する基本的な事項

四 その他新エネルギー利用等に関する事項

3 経済産業大臣が基本方針を定めるには、閣議の決定を経なければならない。

4 経済産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 経済産業大臣は、第二項の事情の変動のため必要があるときは、基本方針を改定するものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、前項の規定による基本方針の改定に準用する。

第四条 エネルギー使用者は、基本方針の定めるところに留意して、新エネルギー利用等に努めなければならない。

2 エネルギー供給事業者及び製造事業者等は、基本方針の定めるところに留意して、新エネルギー利用等の促進に努めなければならない。

第五条 経済産業大臣は、新エネルギー利用等の特性、新エネルギー利用等に関する技術水準その他の事情からみて新エネルギー利用等を行うことが適切であると認められるエネルギー使用者における新エネルギー利用等を促進するため、これらの事情を勘案し、環境の保全に留意しつつ、推進すべき新エネルギー利用等の種類及び方法に関し、エネルギー使用者に対する新エネルギー利用等に関する指針(以下「新エネルギー利用指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

2 経済産業大臣は、前項の事情の変動のため必要があるときは、新エネルギー利用指針を改定するものとする。

3 経済産業大臣は、新エネルギー利用指針を定め、又はこれを改定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第六条 主務大臣は、新エネルギー利用等を促進するため必要があると認めるときは、エネルギー使用者に対し、新エネルギー利用指針に定め

る事項について指導及び助言を行うものとする。

(地方公共団体の施策における配慮)

第七条 地方公共団体は、地域における新エネルギー利用等の促進に資する施策の策定及び実施に当たっては、できる限り、基本方針の定めるところに配慮するものとする。

第三章 事業者が行う新エネルギー利用等の促進

(利用計画の認定)

第八条 事業活動において新エネルギー利用等を行うおと設立しようとする者を含む。)は、当該新エネルギー利用等に関する計画(以下「利用計画」という。)を作成し、これを主務大臣に提出して、その利用計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 利用計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新エネルギー利用等の目標

二 新エネルギー利用等の内容及び実施時期

三 新エネルギー利用等に必要資金の額及びその調達方法

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その利用計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであり、かつ、我が国全体の新エネルギー利用等の普及にこつて特に有効なものであること。

二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が新エネルギー利用等を確実に進めるために適切なものであること。

(利用計画の変更等)

第九条 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。)は、当該認定に係る利用計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、前条第一項の認定を受けた利用計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用計画」という。)に係る新エネルギー利用等を行う者(以下「認定事業者」という。)が当該認定利用計画に従つて新エネルギー利用等を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務)

第十条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、新エネルギー利用等を促進するため、次の業務を行う。

一 認定事業者が認定利用計画に従つて行う新エネルギー利用等に必要資金に係る債務の保証を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第十一条及び第十二条 削除

(中小企業投資育成株式会社の特例)

第十三条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第九十一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者又は事業を営んでいない個人が認定利用計画に従つて新エネルギー利用等を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定利用計画に従つて新エネルギー利用等を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)

又は新株予約権付社債等(中小企業投資育成株式会社法第五條第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この項及び次項において同じ。)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)

又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債等に付されたものを除く。)

又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)

又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)

の保有は、中小企業投資育成株式会社法

の適用については、それぞれ同法第五条第一項
第一号及び第二号の事業とみなす。
3 第一項各号の「中小企業者」とは、次の各号
のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の
会社並びに常時使用する従業員の数が三百人
以下の会社及び個人であつて、製造業、建設
業、運輸業その他の業種（次号から第二号の
三までに掲げる業種及び第三号の政令で定め
る業種を除く。）に属する事業を主たる事業
として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の
会社並びに常時使用する従業員の数が百人以
下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号
の政令で定める業種を除く。）に属する事業
を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円
以下の会社並びに常時使用する従業員の数が
五十人以下の会社及び個人であつて、小売業
（次号の政令で定める業種を除く。）に属する
事業を主たる事業として営むもの

四 協業組合
五 事業協同組合、事業協同小組合、商工組
合、協同組合連合会その他の特別の法律によ
り設立された組合及びその連合会であつて、
政令で定めるもの

（報告の徴収）
第十四条 主務大臣は、認定事業者に対し、認定
利用計画の実施状況について報告を求めると
ができる。

第十五条 この法律における主務大臣は、次のと
おりとする。

一 第六条に規定する指導及び助言に関する事
項については、経済産業大臣及びエネルギー
使用者の行う事業を所管する大臣とする。

二 第八条第一項に規定する認定、第九条第一
項に規定する変更の認定、同条第二項に規定
する認定の取消し及び前条に規定する報告の
徴収に関する事項については、経済産業大臣
及び当該新エネルギー利用等を行う者の行う
事業を所管する大臣とする。

（罰則）
第十六条 第十四条の規定による報告をせず、又
は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金
に処する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

（罰則）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

（罰則）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

第十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び
第千三百四十四条の規定 公布の日
附 則（平成二十一年二月二日法律第
二二二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一及び二略
三 第四条の規定並びに第七号中小企業の創
造的な事業活動の促進に関する臨時措置法第九
条の改正規定並びに附則第四条から第六条ま
での規定、附則第十五条中激甚災害に対処す
るための特別の財政援助等に関する法律（昭
和三十七年法律第五十号）第十三条の改正
規定、附則第十六条の規定、附則第十八条中
中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百
一号）第五条の二の改正規定、附則第二十
号中小企業における労働力の確保及び良好な
雇用の機会の創出のための雇用の改善の
促進に関する法律（平成三年法律第五十七
号）第十一条の改正規定、附則第二十三条中
中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法
律第六十五号）第八条の改正規定、附則第二
十五号中エネルギー等の使用の合理化及び再
生資源の利用に関する事業活動の促進に関す
る臨時措置法（平成五年法律第十八号）第二
十二号の改正規定、附則第二十六号、第二十
七号及び第二十九号の規定、附則第三十号中
中心市街地における市街地の整備改善及び商
業等の活性化の一体的推進に関する法律（平
成十年法律第九十二号）第二十五号の改正規
定、附則第三十一号中中小企業経営革新支
援法（平成十一年法律第十八号）第七号、第
十二号及び附則第三条の改正規定、附則第三
十四号中産業活力再生特別措置法（平成十一
年法律第三十一号）第二十五号及び第二十
七号の改正規定、附則第三十五号中中央省庁
等改革関係法施行法第九百二条の改正規定並
びに附則第三十六号の規定 平成十二年四月
一日

附 則（平成二十三年一月二八日法律第
一一九号）抄
（施行期日）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

1 この法律は、平成十四年四月一日から施行す
る。
（罰則の適用に関する経過措置）
2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の
規定により従前の例によることとされる場合に
おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、第十五条から第十九条まで、第二十六
号及び第二十七号並びに附則第六号から第三十
号までの規定は、平成十五年十月一日から施行
する。

（罰則の経過措置）
第三十四条 この法律（附則第一条ただし書に規
定する規定については、当該規定。以下この条
において同じ。）の施行前にした行為及びこの
附則の規定によりなお従前の例によることとさ
れる事項に係るこの法律の施行後にした行為に
対する罰則の適用については、なお従前の例に
よる。

（政令への委任）
第三十五条 この附則に規定するもののほか、機
構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律
の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め
る。

附 則（平成二十二年七月二六日法律第八
七号）抄
この法律は、会社法の施行の日から施行す
る。

附 則（平成二十二年七月八日法律第七〇
号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附 則（平成二十六年六月一三日法律第六
七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部
を改正する法律（平成二十六年法律第六十六
号。以下「通則法改正法」という。）の施行の
日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規
定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。